

令和2年度介護等体験への参加資格について

令和2年度介護等体験への参加資格は以下のとおりです。

なお、介護等体験を行う時点で、本学の正規生（学群生または大学院生）でない場合は、学群の科目履修生としての身分が必要です。

◆附属特別支援学校での介護等体験（2日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
（大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者）
- ② 令和2年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）
（又は医療機関で実施した健康診断書を持参できる者）
※附属学校5～7月の体験については、令和2年2月の定期健康診断を受診した者、または、抽選会までに医療機関で健康診断を受診した者のみ。4月の定期健康診断受診者は申込不可。
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、附属学校抽選会に持参できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者（受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）
※科目等履修生は学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。

◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
（大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者）
- ② 令和2年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）
（施設の指示により健康診断書を提出することになるので、定期健康診断を受診していない者は、その際に医療機関において健康診断を実施すること。）
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者（申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）
※科目等履修生は学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。
- ⑥ 介護等体験費 8,000 円を支払い、「払込票（兼受領証）」を提出した者

◆注意事項

- ・麻疹（はしか）に関する確認書類については、確認書類として取り扱うための条件があります。別紙『令和2年度介護等体験における麻疹（はしか）に関する連絡（重要）』を確認し、条件が満たされているかどうかチェックをしてください。
- ・健康診断は胸部X線の検査が必須となります。
- ・介護等体験への参加申込みは、『介護等体験実施要項』を十分確認したうえで行ってください。
- ・体験先でインフルエンザ等の感染症が発生した場合、急遽体験取消となる可能性があります。
- ・不明な点がある場合には、所属支援室の学群教務担当、または、社会連携課教職教育担当（029-853-2209/2210）まで問い合わせてください。
- ・教員免許の一括申請を希望する場合には、4年次の10月までに全ての体験を終了し、介護等体験証明書を得ておくこと。

【重要】令和2年度介護等体験参加資格の変更について

既に公開している令和2年度介護等体験への参加資格について、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、定期健康診断が延期されること等を受けて、次の通り変更します。(変更点は赤字箇所)

◆附属特別支援学校での介護等体験（2日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者)
- ② 令和2年2月の定期健康診断を受診した者又は体験先の附属学校が指定する期日までに令和2年に受診した健康診断証明書を提出できる者(胸部X線は必須)
※体験先の附属学校が指定する期日までに大学が発行する健康診断証明書が間に合わない場合は、各自(自費)で最寄りの医療機関において健康診断を受診し、証明書を提出できる者のみ。
- ③ 麻疹(はしか)に関する確認資料を、申込(抽選会の場合は抽選会)時に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者(受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。)
※科目等履修生は学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。

◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者)
- ② 令和2年2月の定期健康診断を受診した者又は体験先の社会福祉施設が指定する期日までに令和2年に受診した健康診断書を提出できる者(胸部X線は必須)
※体験先の社会福祉施設が指定する期日までに大学が発行する健康診断証明書が間に合わない場合は、各自(自費)で最寄りの医療機関において健康診断を受診し、証明書を提出できる者のみ。
(施設によっては、体験日から3ヶ月以内の証明書を要する場合もあるので、定期健康診断が指定期間外に行われた場合には、同様に各自医療機関で健康診断の受診が必要となります。)
- ③ 麻疹(はしか)に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者
※加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者(申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。)
※科目等履修生は学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。
- ⑥ 介護等体験費8,000円を支払い、「払込票(兼受領証)」を提出した者

◆注意事項

- ・麻疹(はしか)に関する確認書類については、確認書類として取り扱うための条件があります。別紙『令和2年度介護等体験における麻疹(はしか)に関する連絡(重要)』を確認し、条件が満たされているかどうかチェックをしてください。
- ・健康診断は胸部X線の検査が必須となります。
- ・介護等体験への参加申込みは、『介護等体験実施要項』を十分確認したうえで行ってください。
- ・体験先でインフルエンザ等の感染症が発生した場合、急遽体験取消となる可能性があります。
- ・不明な点がある場合には、所属支援室の学群教務担当、または、社会連携課教職教育担当(029-853-2209/2210)まで問い合わせてください。
- ・4年次生で教員免許の一括申請を希望する場合には、12月までに介護等体験証明書が提出出来ること。